**ジオリア導入映像の貸出に関する規定**

2020年4月10日

伊豆半島ジオパーク推進協議会事務局

1.目的

伊豆半島ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という）が管理している、ジオリア導入映像（以下「導入映像」という）について、ジオパークビジターセンターや教育活動を支援する目的で、貸出を行うものである。

2.対象

　映像の貸し出し対象は次に示す団体あるいは個人で、「3.使用条件」を満たすものとする。

* 行政機関あるいは民間団体が設置する伊豆半島ジオパークのビジターセンター、あるいはそれに準ずる、ジオパークの解説・案内機能を有する施設。
* 伊豆半島ジオパークを題材とする企画展等を行う博物館や展示施設等。
* 伊豆半島ジオパークを用いた教育活動を行う伊豆半島ジオパーク推進協議会認定ジオガイド。

3.使用条件

　導入映像は、伊豆半島の成り立ちを学ぶために制作されたものであるため、施設内で上映し続けるなど、環境映像的な使用は認めない。使用にあたっては以下の使用条件をすべて満たすものとする。

1. モニターやスクリーン等で導入映像を繰り返し再生（上映しっぱなしに）しないこと。
2. 映像機器の前には椅子を設置したり、周囲の展示物とパーテーションで区切ったりする等、導入映像の開始から終了まで視聴することを前提に上映する環境を準備すること。
3. 導入映像の周辺に、導入映像の内容を補完したり、各サイトへのアクセスを示したりする展示物等を配置すること。
4. 貸出したデータに対するいかなる編集・改変も行わないこと。

4.貸出方法

1. 貸出を希望する団体または個人は、事前に「3.使用条件」を確認した上で、様式①「貸出申込書」を記入し、協議会事務局（ info@izugeopark.org ）へ電子メールで提出すること。
2. 協議会事務局は貸出申込書の内容を審査し、貸出の可否を決定する。
3. 貸出許可後に電子データ（約500MBのmp4形式）で貸出する。貸出にあたり、使用者が準備したUSBメモリ等の記憶媒体に協議会職員がデータをコピーする。貸出す映像内には使用者が特定できるよう貸出番号およびジオリアのクレジットを書き込む。

5.貸出期間

　貸出許可日より年度末までとする。延長して使用を希望する場合は、使用申請を再度提出する。企画展等のように期間を区切った使用の場合は、使用期間終了後1週間程度を貸出期間の目途とする。

6.貸出期間終了後のデータの扱いについて

　貸出期間終了後には責任をもってデータを破棄すること。

7.貸出料金

　貸出の料金は無料とする。

8.目的外使用の禁止

　使用者は、導入映像を申込み時の使用目的以外及び申込み時の使用場所以外で使用してはならない。

9.転貸の禁止

　使用者は、第三者へ導入映像データの転貸をしてはならない。

10.貸出許可の取り消し

　本規定に示す事項が遵守されていないことが認められた場合は注意を与える。それでも改善されない場合は直ちにデータの返却もしくは消去を確認した上で、今後一切の利用・使用を認めない。

以上

**様式①**

**伊豆半島ジオパーク推進協議会 ジオリア導入映像貸出申込書**

伊豆半島ジオパーク推進協議会会長　菊地　豊　様

　伊豆半島ジオパーク推進協議会所有の「ジオリア導入映像」の貸出をお願いしたく申し込みします。

|  |  |
| --- | --- |
| 申込者名（団体名または個人名） | 　 |
| 導入映像を上映する場所と機材 | 　 |
| ※規定の「3.使用条件」を満たしていること |
| 企画展等名称※企画展等の場合記載 |  |
| ※企画展等の場合は展示の企画書を添付すること |
| 上映の目的 |  |
| 貸出期間 | 西暦20　年　　月　　日　～　西暦20　　　年　　月　　日 |
| ※終了年月日は年度を越えないこと |
| その他特記事項 |  |

西暦20　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |
|  | 団体（個人）名 |  |
|  | 代表者名 |  |
|  | 担当者名 |  |
|  | 連絡先 | 電話 |  |
|  |  | メール |  |

**様式②**

**導入映像上映場所の状況について**

ジオリア導入映像を上映する場所の状況は以下の通りです。

|  |
| --- |
| 写真や図面等、上映予定場所の状況がわかる資料を添付してください |

**様式③**

西暦20　　　年　　月　　日

**伊豆半島ジオパーク推進協議会 ジオリア導入映像貸出許可証**

←　宛　先　→

伊豆半島ジオパーク推進協議会

会長　菊地　豊

　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に申し込みのありました「・・・・・」におけるジオリア導入映像の使用を許可します。なお、貸出期間であっても、規定の内容を満たしていないことが分かった場合や、申込書に記載された事項と異なる使用が認められた場合には、本許可を取り消す場合があります。

使用にあたっては、以下の事項を遵守いただきますようお願いいたします。

記

1. 使用方法や場所など、申込書に記載した事項から変更があった場合は直ちに届け出てください。
2. 貸出期間終了後には使用実績報告書（任意書式）を提出してください。

以上